

免許状申請に必要な書類・手数料一覧表

大分県教育委員会
(令和5年9月 日改正)

区分	教育職員免許法の条項	申請する免許状の種類	提出書類等	手数料 (H21.4.1)	提出書類等	
授与	大学又は教員養成機関を卒業して申請する場合	法別表第1	幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭 (専修、一種、二種) 高等学校教諭 (専修、一種) 特別支援学校教諭 (専修、一種、二種)	一種又は二種免許申請の場合は、右欄の1. 2. 11 (小・中免のみ) 12. 13 (教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職に関する科目と振り替える場合は、4. 8 (中・高免のみ) も必要) 専修免許申請の場合は、右欄の1. 2. 12. 13. 17 右欄の1. 2. 12. 13. 17 (教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職に関する科目と振り替える場合は、4 も必要。追加の場合は、18 も必要)	3,300円	1 教育職員免許状 (授与・検定・再交付) 申請書及び誓約書 (第1号様式) 2 履歴書 (第2号様式) 3 人物に関する証明書 (第3号様式) 4 実務成績証明書 (第4号様式) 4-2 実務成績証明書 (幼稚園免許特利用) (第4号様式の2) 5 教育職員免許状 (書換・再交付) 申請書 (第5号様式) 6 臨時免許状交付申請書 (第6号様式) 7 単位修得表 (第7号様式) [認定講習で単位を修得した場合のみ] 8 教科認定書 (第8号様式) 9 身体に関する証明書 (第9号様式) 10 実地の経験及び技術に関する証明書 (第10号様式) 11 介護等の体験に関する証明書 12 卒業 (修了) 証明書 13 学力に関する証明書 14 単位認定書 (認定講習) 15 学業成績証明書 16 教員資格認定試験合格証明書 17 教育職員免許状の写し (原本証明付) ※過去に更新等手続 (更新・免除・延期) を行ったことがある者は各種証明書の写し (原本証明付) も必要 18 教育職員免許状原本 19 保健師又は看護師免許証の写し (原本証明付) 20 管理栄養士又は栄養士の免許証の写し (原本証明付) 21 特別非常勤講師の証明書 22 戸籍抄本 23 紛失等証明書 24 理由書 25 免許状授与証明書交付申請書 26 管理栄養士養成施設であることの証明書 27 保育士証の写し (原本証明付) (保母資格を証明する書類でも可) 28 その他県教委の指定する事項
		法別表第2	養護教諭 (専修、一種、二種)	大学卒業等による場合は、右欄の1. 2. 12. 13 (教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職に関する科目と振り替える場合は、4 も必要) 保健師又は看護師の免許を受け、養護教諭養成機関に在学した場合は、右欄の1. 2. 13. 19 ※下記注意書き参照		
	法別表第2の2	栄養教諭 (専修、一種、二種)	右欄の1. 2. 12. 13. 20 (26が必要な場合もある)			
教員資格認定試験に合格して申請する場合	法第16条の4 法第17条	幼稚園教諭 (二種) 小学校教諭 (二種) 高等学校教諭 (一種) 特別支援学校教諭 (一種)	右欄の1. 2. 16			
検定による授与	在職年数と単位修得により上級免許状等を申請する場合	法別表第3	幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭 (専修、一種、二種) 高等学校教諭 (専修、一種)	右欄の1. 2. 3. 4. 7. 8. (中・高免のみ) 9. 14. 17 (大学で単位を修得した場合は、13 も必要)	5,000円	
		法別表第5	中学校教諭 (専修、一種、二種) 高等学校教諭 (専修、一種)	単位の修得を必要とする場合は、右欄の1. 2. 3. 4. 7. 8. 9. 14. 17 (大学で単位を修得した場合は、13 も必要) 単位の修得を必要としない場合は、右欄の1. 2. 3. 4. 9. 10. 12		
		法別表第6	養護教諭 (専修、一種、二種)	右欄の1. 2. 3. 4. 7. 9. 14. 17 (大学で単位を修得した場合は、13 も必要)		
		法別表第6の2	栄養教諭 (専修、一種)	右欄の1. 2. 3. 4. 7. 9. 14. 17 (備考適用者は20 も必要) (大学で単位を修得した場合は、13 も必要)		
		法別表第7	特別支援学校教諭 (専修、一種、二種)	右欄の1. 2. 3. 4. 7. 9. 14. 17 (大学で単位を修得した場合は、13 も必要。基礎免許状が中・高免で中・高の実務経験で二種免許状を申請する場合は8が必要。追加の場合は、18 も必要)		
	在職年数と単位修得により隣接校種の免許状を申請する場合	法別表第8	幼稚園教諭 (二種) 小学校教諭 (二種) 中学校教諭 (二種) 高等学校教諭 (一種)	右欄の1. 2. 3. 4. 7. 9. 13. 17 (中・高の実務経験で免許状を申請する場合は8が必要)		
	他の教科の免許状を申請する場合	法別表第4	中学校教諭 (専修、一種、二種) 高等学校教諭 (専修、一種)	右欄の1. 2. 3. 9. 13. 17		
	在職年数と単位修得により申請する場合	法附則第9項	高等学校教諭 (一種) [実習を担当する教諭]	右欄の1. 2. 3. 4. 7. 8. 9. 12. 14 (実地の経験を基礎資格とする場合は、10 も必要)		
		法附則第17項	栄養教諭 (一種、二種)	右欄の1. 2. 3. 4. 9. (13又は14). (17又は21). 20. (26が必要な場合も)		
		法附則第18項 (幼稚園教諭免許特例)	幼稚園教諭 (一種、二種)	右欄の1. 2. 3. 4-2. 9. (13又は14). 27 (一種免許状を申請する場合は学位の記載のある12が必要) (教員免許状を所有している場合は17も必要)		
15年以上 (平成6年3月31日までの在職年数)より上級免許状を申請する場合	昭63改正法附則第10項	幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭 特別支援学校教諭・ 養護教諭 (一種) 高等学校教諭 (専修)	右欄の1. 2. 3. 4. 8 (中・高免のみ) 9. 17			
特別免許状	第5条第2項	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭	右欄の1. 2. 3. 4. 9. 10. 28			
臨時免許状	第5条第5項	幼稚園助教諭、小学校助教諭、中学校助教諭、 高等学校助教諭、特別支援学校助教諭、養護助教諭	右欄の1. 2. 3. 6. 9. 12. 15 (10. 17. 19が必要な場合もある) 更新の場合は、1. 2. 3. 4. 6. 8 (中・高免のみ) 9. 18	3,400円		
書換	法15条	幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、 高等学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、 養護学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、 栄養教諭	右欄の5. 18. 22	870円		
再交付	法15条		右欄の2. 5. 23 (官公署等の証明). 24 (様式任意)	1,100円		
授与証明書	教育委員会規則第36条		右欄の25	400円		

⑨ (1) 申請書類は各免許状ごと、各教科ごとに一件として提出すること。
 (2) 所定の様式を使って書類を作成すること。
 ※保健師免許証を基礎資格として養護教諭二種免許状を申請する場合、平成23年度卒業生から教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位修得が必要となります。
 よって該当の方は提出書類等番号13の「学力に関する証明書」を必ず提出してください。